

京都市保健所条例の一部を改正する条例(平成25年11月15日京都市条例第55号)
(保健福祉局保健衛生推進室保健医療課)

保健所の支所においては、生活保護法の規定による保護を受けている世帯に属する者等に対して使用料及び手数料を免除する運用を行ってきたところ、当該運用について、条例に定めることにより、市民にとってより分かりやすい運用を実現することとしました。

この条例は、公布の日から施行することとしました。

京都市保健所条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年11月15日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 55 号

京都市保健所条例の一部を改正する条例

京都市保健所条例の一部を次のように改正する。

第3条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、使用料等を徴収しない。

- (1) 生活保護法の規定による保護を受けている世帯に属する者
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(保健福祉局保健衛生推進室保健医療課)